



FMR
LLCが東芝プラントシステム<1983>株式の大量保有報告書を提出



東芝プラントシステム<1983>について、FMR
LLCが3月20日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「顧客の財産を信託証書および契約等に基づき運用するために保有。しかしながら、当該保有証券の名義人は弊社ではなく、顧客の選択した銀行（カストディアンバンク）等になります。」によるもの。

報告書によると、FMR
LLCの東芝プラントシステム株式保有比率は、5.44%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2014年3月14日。